

2024年7月11日制定

成城大学 Google Workspace の卒業生アカウントによる利用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、成城大学（以下「本学」という。）のメディアネットワークセンター（以下「センター」という。）が運用・管理する本学の Google Workspace（Google が提供する電子メールサービス及び付加サービスを含む。）の利用に関して、本学における教育及び研究に資するものとして、本学に学生として在籍していた者であってかつ本学を卒業又は課程修了（以下、この規則において、単位修得満期退学を含む。）したもの（以下「卒業生」という。）に対してセンターが付与する卒業生アカウント及びこれに適用する利用条件を定めることを目的とする。

(利用規則の遵守)

第2条 本学の Google Workspace を利用する又は利用を希望する卒業生は、この規則に定めるもののほか、本学の Google Workspace の利用に係る規則等を遵守するものとする。

(卒業生アカウントの付与)

第3条 メディアネットワークセンター長（以下「センター長」という。）は、本学に学生として在籍する者であってかつ本学を卒業又は課程修了した後も本学の Google Workspace の利用を希望するものに対して、本学を卒業又は課程修了した時点において卒業生アカウントを付与することができる。

2 前項に規定する卒業生アカウントの ID は、学生として在籍していたときに付与されていた学生在籍生アカウントの ID と同一とする。

(利用可能な保存容量)

第4条 本学の Google Workspace 上の卒業生アカウントにより利用可能な保存容量の上限は、30GB とする。

2 卒業生アカウントを付与される時点において Google Workspace 上の保存容量が前項に規定する上限を超えている場合には、保存容量が上限以下となったときに、センター長への申請により、卒業生アカウントを付与する。

(不使用アカウントの整理)

第5条 センターは、成城大学学則第10条に規定する学年を単位として、1年を通じてログインされていない卒業生アカウントについて、その学年の末日においてこれを停止する。

- 2 卒業生アカウントを有する者であって前項の規定により停止したアカウントについて継続して利用を希望するものは、センター長への申請により、利用を再開することができる。
- 3 センターは、第1項の規定により停止した卒業生アカウントについて、その1年後にこれを削除する。
- 4 センターは、卒業生アカウントの削除をもって復旧が不可能となるデータについて、一切の責任を負わない。
- 5 卒業生アカウントを有していた者であって卒業生アカウントを削除されたものは、センター長への申請により、利用を再開することができる。
- 6 センターは、卒業生より前項に規定する申請があった場合は、当該卒業生に対して削除前と同一のIDにより卒業生アカウントを新規に付与する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、メディアネットワークセンター委員会（以下「委員会」という。）、教授会及び部局長会議の議を経て、センター長がこれを行う。

- 2 前項にかかわらず、Google Workspace の利用状況に鑑み、第4条第1項に規定するGoogle Workspace 上の卒業生アカウントによる保存容量の上限に関する変更については、委員会の議のみを経て、センター長がこれを行うことができる。なお、この場合において、センター長は、可及的速やかに、改正したこの規則を、教授会及び部局長会議に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、2024年7月11日より施行する。

(経過措置)

- 第2条 センターは、2025年3月31日時点において、過去に全くログインされた記録のない卒業生アカウントについては、これを停止する。
- 2 センター長は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から速やかに、保存容量が第4条第1項に規定する利用可能な保存容量の上限を超過している卒業生アカウントの利用者に対して、2025年3月31日までに保存容量を利用可能な保存容量の上限以下にまで削減するよう、電子メールにより通知する。
- 3 センターは、施行日より2025年3月31日まで3か月に1回程度の頻度で状況を確認し、センター長は、保存容量が利用可能な保存容量の上限を超過している卒業生アカウントの利用者に対して、都度個別に電子メールにより通知して督促する。
- 4 センター長は、保存容量が第4条第1項に規定する利用可能な保存容量の上限を超過している卒業生アカウントの利用者に対して、当該卒業生アカウントの停止を電子メールにより告知する。

- 5 センターは、2025年6月30日においてなお保存容量が第4条第1項に規定する利用可能な保存容量の上限を超過している卒業生アカウントについて、これを停止する。
- 6 センターは、前項により停止した卒業生アカウントを有している者から2025年9月30日までに卒業生アカウントの復旧について申請がない場合は、当該卒業生アカウントを削除することができる。